令和５年度

夏の交通事故防止運動

川崎市実施要綱

７月１１日（火）から２０日（木）までの１０日間

目　的

夏のレジャーなどによる過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転等の増加に伴う交通事故が多発することから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

◎　交通ルールを守って　夏を楽しく安全に

◎　かわさきは　安全・安心　まもるまち

運動の重点

（１）過労運転・無謀運転の防止
（２）高齢者と子どもの交通事故防止
（３）自転車の交通事故防止
（４）二輪車の交通事故防止

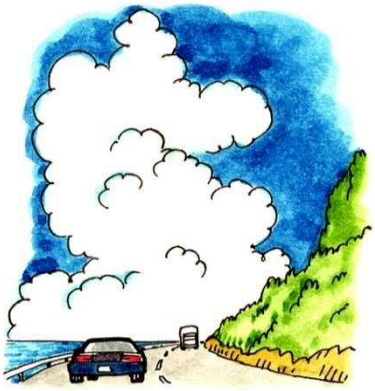

川崎市交通安全対策協議会

運 動 の 進 め 方

川崎市交通安全対策協議会は、構成する関係機関・団体との連携を密にして、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～　構成機関・団体の共通推進事項　～

○　「運動の重点」や「重点の取り組み方」に基づき、今後の社会状況に応じて、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした交通安全活動や、それぞれの地域の実態に即した各種交通安全運動を積極的に推進します。

○　関係機関・団体に所属する全ての人に、運動の推進について周知します。

○　各種会議、行事等を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときには、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

重点の取り組み方

1　過労運転・無謀運転の防止

【家庭では】

★ レジャーや帰省などの長距離ドライブでは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。

★ 無謀運転をしないこと、交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。

★ シートベルトやチャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、全ての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。

【職場では】

★ 無理のない運行計画の立て方など、過労・無謀運転の防止について具体的に指導しましょう。

★ 職場ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合い、過労・無謀運転防止の気運を高めましょう。

★ 出勤、退社時に全ての座席のシートベルト着用状況を確認するなど着用の徹底について指導しましょう。

【学校・地域では】

★ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

★ 各種の会合などの機械に過労・無謀運転の防止を呼びかけ、地域ぐるみで無謀運転をしないような機運を高めましょう。

【運転者などは】

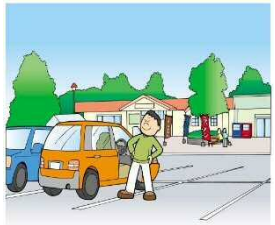

★ 過労運転にならないよう睡眠時間を十分に取り、長時間運転の際は、熱中症にも気を付け、途中で必ず休憩をとりましょう。また、スピードの出しすぎに注意し、夕暮れ時の早目点灯を励行するなど安全運転に努めましょう。

★ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、また誘発しない、させないため、「思いやり」と「譲り合い」の気持ちを持って運転しましょう。

★ 特に後部座席のシートベルト着用の必要性と効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。

★ チャイルドシートは子どもの体格と車にあった安全性の高いものを使用し、正しく装着しましょう。

2　高齢者と子どもの交通事故防止

【家庭では】

★ 出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。

★ 歩行中の事故を防ぐため、高齢者や子どもの行動特性について話し合いましょう。

★ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納制度について話し合いましょう。

★ 踏切を通過するときは、急いでいても、踏切手前で立ち止まり、左右の安全確認を行うとともに、警報機が鳴ったら横断しないことを家族全体で確認しましょう。

【職場では】

★ 朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや高齢者と子どもの行動特性についての教育を行いましょう。

★ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上を社内の広報紙（誌）などあらゆる機会を通じて呼びかけましょう。

★ 踏切事故の防止、高齢者、子どもおよび体の不自由な方が安全に踏切を通行することについて、意識を高めましょう。

【学校・地域では】

★ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高め、危険な横断などを見かけたら、思いやりの気持ちをもって声かけや、手をさしのべたりしましょう。

★ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合いましょう。

★ 夜間の外出時には、「明るい服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。

★ 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。

【運転者などは】

★ 高齢者や子どもの歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を実践しましょう。

★ 横断歩道に接近する場合は、歩行者の有無を確認するため減速し、歩行者がいる場合には、確実に一時停止しましょう。

★ 高齢運転者標識を付けた車両に対しては、思いやりのある運転を心がけましょう。

★ 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。

★ 踏切を通過するときは、確実に一時停止するとともに安全確認を徹底し、警報機が鳴ったら絶対に踏切に入らないようにしましょう。

3　自転車の交通事故防止

【家庭では】

★ 交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合い、交通ルールを守ることの重要性を理解しましょう。

★ 参加体験型の講習会などに積極的に参加し、運転技術と交通安全意識を高めましょう。

★ 保護者などは、児童や幼児を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。

★ 万一の事故に備え、必ず自転車も損害賠償責任保険等に加入しましょう。

【職場では】

★ 自転車の特性や事故実態を理解させるための安全教育を行うとともに、点検整備の励行について指導しましょう。

★ 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょう。

★ 事業で利用する自転車についても、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

【学校・地域では】

★ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

★ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

【運転者などは】

★ 自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。

★ 交差点などでは、他の通行に注意を払い、一時停止や徐行を確実に行いましょう。

★ 自転車の通行が認められている歩道も車道側を徐行するなど、歩行者の安全を確保しましょう。

★ 悪天候時には、自転車の利用を極力控えましょう。

★ 点検整備を励行し、二人乗りや夜間の無灯火運転はやめましょう。

★ 電動アシスト自転車に乗車する際は、思いがけない加速や、車体が重くバランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

4　二輪車の交通事故防止

【家庭では】

★ 無謀運転の危険性、迷惑性等について家族で話し合いましょう。

★ ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通事故時の被害を軽くするための対策についても話し合いましょう。

★ 通勤・通学時の安全運転など、交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

★ 悪天候時には、二輪車の利用を抑制するように努めましょう。

★ 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いましょう。

【職場では】

★ 警察や二輪車普及安全協会などと連携し、二輪車安全運転講習などを開催するほか、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など従業員への安全運転の指導を行いましょう。

★ 二輪車の事故実態を周知し、出勤時や帰宅時の安全運転を呼び掛けましょう。

★ 二輪車の特性を理解させるとともに、点検整備の励行を指導しましょう。

【学校・地域では】

★ 神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。

★ 地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

【運転者などは】

★ 二輪車を運転するときは、ヘルメット、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット等を正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。

★ カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、急ハンドルや急ブレーキをかけないような運転を心がけましょう。

★ 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配意した運転に努めましょう。

★ 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。

市からのお知らせ

一定の要件を満たした電動キックボードなどの利用について

道路交通法の一部が改正され、７月１日から、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として公道を免許なしで通行可能となりました（16 歳以上）。車体の基準に細かい規定があるので、十分に確認し、交通ルール・マナーを守って正しく乗りましょう。

	特定小型原動機付自転車	
		特例特定小型原動機付自転車
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅
最高速度	20km/h以下	6km/h以下
定格出力	0.60kw以下	
長さ	190㎝以下	
幅	60㎝以下	
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）	
ヘルメット	着用努力義務	
自賠責保険	義務	

詳しい交通ルール等はこちら！
（警察庁HP）

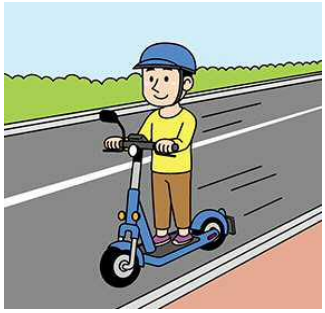

神　奈　川　歩　行　者　安　全　五　則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう～

１　横断する意思を明確にする！
横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

２　横断歩道を渡る！
横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

３　歩きスマホはしない！
歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

４　危険な踏切横断はしない！
踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

５　反射材を身に着ける！
薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会
事務局：川崎市　市民文化局　市民生活部　地域安全推進課
電話：044-200-2266　　FAX：044-200-3869　　E－mail:25tiiki@city.kawasaki.jp